

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局：健康局

|                          |  |            |    |
|--------------------------|--|------------|----|
| 権限付与及びそれによる事業の概要         | 水道技術管理者の資格について、水道法施行規則第14条第1項第1号及び第2号の資格を有する者のほかに、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(以下、「登録講習」)の課程を修了した者を規定しており、登録講習を実施している。   |            |    |
| 根拠となる法令・条項               | 水道法施行規則第14条  | 権限付与の形態    | 登録 |
| 権限付与の要件                  | 水道法施行規則第14条の3に規定する欠格事項がなく、同条の4に規定する登録基準を満たしていること。  | 公益法人要件の有無  | 無  |
| 権限付与法人名                  | 公益社団法人 日本水道協会  | 法律上複数指定の可否 | 可  |
| 検証結果                     | <p>【権限付与の要件の妥当性】</p> <p>水道法施行規則第14条を満たしていれば、行政の裁量の余地無く登録されることが法律において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</p> <p>登録機関として申請があり、要件を満たせば登録講習を行うことができ、1つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</p> <p>上記権限付与の要件を満たせば、登録を受け、業務を行うことが可能な仕組みとなっており、新規参入も可能である。基準を満たす者であれば登録を受けられる旨を説明した登録についての説明をホームページで周知しているところであるが、現在のところ新規参入はない。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>他の主体による登録の申請があり、要件を満たせば、他の主体による実施も可能であるため、新規参入も可能であるが、現在のところ新規参入はない。</p> |            |    |
| 検証結果を踏まえた今後の見直しの内容・見直し時期 | 他の主体による登録の申請があり、要件を満たせば、他の主体による実施も可能であるため、水道事業の業務に必要な技術を有する必要がある水道技術管理者の制度の維持を図りつつ、登録の受け付けを行う。また、引き続き新規参入を想定した登録手続きの説明をホームページにより周知していく。  |            |    |

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局:労働基準局安全衛生部

|                         |   |            |    |
|-------------------------|---|------------|----|
| 権限付与及びそれによる事業の概要        | 作業環境管理の良好な一定の作業場の粉じん濃度の測定について、労働基準監督署長による特例許可を受けた場合には、定期的に精度を較正された測定機器(デジタル粉じん計)による簡易な測定が可能となっており、当該測定機器の較正は、法令に基づく一定の要件を備えた登録較正機関が行わなければならないこととしている。   |            |    |
| 根拠となる法令・条項              | 粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)第26条第3項   | 権限付与の形態    | 登録 |
| 権限付与の要件                 | 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の4に規定されている一定の設備や人員を備えており、かつ同省令第19条の24の3に規定されている欠格条項に該当しない者   | 公益法人要件の有無  | 無  |
| 権限付与法人名                 | 公益社団法人日本作業環境測定協会  | 法律上複数指定の可否 | 可  |
| 検証結果                    | <p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b><br/>当該事業に関しては、「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本的改革に向けた当面の進め方」(平成22年6月18日)の指摘事項を踏まえ、従前通達による指定制度であったものを平成23年3月に法令(厚生労働省令)に基づく登録制度へ移行したものである。登録の要件は、いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが厚生労働省令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものに留められていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b><br/>登録較正機関としての登録を希望すれば、必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b><br/>登録制度の概要及び登録要件については、制度改正時に通達を発出しているほか、厚生労働省ホームページにも登録の申請・基準の詳細や当該通達などの関連情報を掲載しており、新制度の周知を図っている。</p> <p><b>【URL】</b><br/><a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei49/02.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei49/02.html</a></p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b><br/>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。ただし、市場規模が小さい事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p> |            |    |
| 検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期 | 登録較正機関としての登録を希望すれば、必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。権限付与対象法人の拡大を図るため、登録の申請・基準の詳細などの関連情報の厚生労働省ホームページへの掲載等により、引き続き新制度の周知を図っていく。  |            |    |

# 業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局:労働基準局安全衛生部

|                         |   |            |    |
|-------------------------|---|------------|----|
| 権限付与及びそれによる事業の概要        | 作業環境測定士試験のうち、環境計量士の登録を受けた者及び第一種衛生管理者免許を受けた者で一定の実務経験を有するものについては、厚生労働大臣の登録を受けた登録試験免除講習機関が行う講習を修了した場合、作業環境測定士試験のうち一部の試験科目を免除することとしている。   |            |    |
| 根拠となる法令・条項              | 作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)第17条第2号及び第16号並びに第17条の2から第17条の16   | 権限付与の形態    | 登録 |
| 権限付与の要件                 | 作業環境測定法施行規則第17条の4に規定されている一定の設備や人員を備えており、かつ同規則第17条の3に規定されている欠格条項に該当しない者  | 公益法人要件の有無  | 無  |
| 権限付与法人名                 | 公益社団法人日本作業環境測定協会  | 法律上複数指定の可否 | 可  |
| 検証結果                    | <p><b>【権限付与の要件の妥当性】</b><br/>当該事業に関しては、「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本的改革に向けた当面の進め方」(平成22年6月18日)の指摘事項を踏まえ、従前通達による指定制度であったものを平成23年3月に法令(厚生労働省令)に基づく登録制度へ移行したものである。登録の要件は、いわゆる経理的基礎並びに法人格の有無及び法人類型の如何を問わず、一定の要件に適合する者であれば、行政の裁量の余地無く登録されることが厚生労働省令において外形的に明示されており、制度の安定性及び信頼性を損なわない限りにおける必要最小限のものに留められていることから妥当である。</p> <p><b>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】</b><br/>登録試験免除講習機関としての登録を希望すれば、必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。</p> <p><b>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】</b><br/>登録制度の概要及び登録要件については、制度改正時に通達を発出しているほか、厚生労働省ホームページにも登録の申請・基準の詳細や当該通達などの関連情報を掲載しており、新制度の周知を図っている。</p> <p><b>【URL】</b><br/><a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei49/01.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei49/01.html</a></p> <p><b>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】</b><br/>他の主体による適正な申請があれば、他の主体による実施の可能性も有り得る。ただし、市場規模が小さい事業であることから、新規参入によるメリットは少なく、他に当該事業を実施しようとする者は少ないものと考えられる。</p> |            |    |
| 検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期 | 登録試験免除講習機関としての登録を希望すれば、必要な審査を行った上で登録できる仕組みとなっており、権限付与法人が1つである必要はない。権限付与対象法人の拡大を図るため、登録の申請・基準の詳細などの関連情報の厚生労働省ホームページへの掲載等により、引き続き新制度の周知を図っていく。  |            |    |